

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 令和7年6月30日・東京都規則第132号

第1 概要

1 改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（以下「省令」という。）の一部改正により規則第4条第2項第10号、第4条の5第2項第11号及び省令別表第一（第一条、第二条関係）において、「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められ、令和7年4月1日から施行されることとなった。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第18条により、一般廃棄物処理施設の設置者は東京都廃棄物規則第32条で定められた様式に基づき維持管理状況の報告を行う義務がある。

報告様式のうち東京都廃棄物規則別記第24号及び同第25号様式の項目には「大腸菌群数」があることから、法令との整合を図る必要があるため、東京都廃棄物規則別記第24号様式及び同第25号様式について改正を行う。

2 改正内容

東京都廃棄物規則別記第24号様式及び同第25号様式について、「大腸菌群数 個/cm³」を「大腸菌数 CFU/mL」に改める。

第2 施行日

令和7年7月1日

第3 問合せ先

環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

直通 03-5388-3583